

犯罪被害者等支援について

一緒に考えましょう！



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョuttoちゃん」

11月は 「被害者支援を考える月間」

犯罪被害は、決して他人事ではなく、誰の身にも起こり得ることです。

犯罪等の被害にあって、困ったり、苦しんでいる人たちに私たちができることがあります。

一人ひとりが勇気を出して寄り添い、皆で支える地域社会を作っていきましょう。



犯罪被害者支援フォーラム
2024 in にいがた
11月30日^土開催

詳しくは
こちらから



新潟県

社会全体で、犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族を支えましょう



- 被害前と同じように犯罪被害者等に接しましょう。
- 犯罪被害者等から相談を受けた時は、相手のペースに合わせ、じっくり話を聴きましょう。
- SNS などへの犯罪被害者等に関する書き込みは、被害にあわれた方の心情に配慮し、控えましょう。
- 犯罪被害者等支援に関する行事に積極的に参加し、理解を深めましょう。

※「ひまわり」は、県内の犯罪被害者等が犯罪被害者等支援の象徴として用いているものです。

犯罪被害者等が置かれている状況

犯罪被害者やそのご家族、ご遺族は決して特別な人ではありません。ある日突然、犯罪等の被害にあい、その日を境に、これまでの平穏だった生活は一変してしまいます。犯罪被害者等は、犯罪等による「直接的被害」だけでなく、「二次的被害」に中・長期的に苦しみ、さらには、「再被害」への不安や恐怖を抱きながらの生活を余儀なくされる場合も少なくありません。

二次的被害

■ 心ない言動・過剰な報道

- ・ 他者による無理解、配慮に欠ける言動
偏見、差別、プライバシーの侵害、
インターネット等による誹謗中傷
- ・ 報道機関等による過剰な取材 等

■ 経済的な困窮

- ・ 生計維持者を失う
- ・ 失職・転職
- ・ 医療費・介護費用の負担
- ・ 転居費用の負担 等

■ 心身の不調

事件に遭った事による

- ・ 精神的ショック
- ・ 身体的な不調

■ 捜査・裁判への対応

- ・ 精神的・時間的・身体的な負担や苦痛
- ・ 訴訟・弁護士費用の負担 等

再被害への
不安・恐怖



犯罪被害にあった方は、
このようなことを
してほしいと思っています。

- ・ そっとしておいてほしい
- ・ ふだんの話し相手になってほしい
- ・ プライバシーなどへの気配りをしてほしい
- ・ 警察との対応の手助けや付添いをしてほしい
- ・ 家事や買い物の手伝いをしてほしい

犯罪被害者等支援を考える新潟県縦断パネル展を開催します！

県民の皆さんに、犯罪被害者等支援に関する理解を深めていただくため、被害者の在りし日の家族写真、ご遺族の手記、遺族講演会を聴講した中学生・高校生の感想、被害者等の置かれている状況、民間支援団体の活動などのパネル展示を、新潟県内5市町村を縦断して行います。ぜひ、お近くの会場でご覧ください。

新潟市

東区役所 1 階
南口エントランスホール
11/1 (金)～11/12 (火)

弥彦村

弥彦村役場 1 階ロビー
11/27 (水)～12/9 (月)

阿賀町

阿賀町役場本庁 1 階ロビー
11/14 (木)～11/25 (月)

南魚沼市

南魚沼市図書館 1 階
展示コーナー
11/13 (水)～11/26 (火)

津南町

津南町役場 1 階ロビー
10/30 (水)～11/11 (月)

詳細は
こちらから



あなたの寄り添う気持ちが必要です。
どのようにすれば良いのかを考え、少しずつ行動してみましょう。



【お問い合わせ先】 新潟県総務部県民生活課 TEL.025-280-5249